

## 【声明】

**国は、相次ぐ生活保護減額処分取り消し判決を受け、控訴をせ  
ず、減額した保護費を直ちに支払い、保護世帯を救済せよ**

2022年6月25日  
全国生活と健康を守る会連合会  
会 長 吉田 松雄  
東京都新宿区新宿 5-12-15  
KATOビル3階  
TEL 03 (3354) 7431  
FAX 03 (3354) 7435

東京地方裁判所は6月24日、東京都内の生活保護利用者31人が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額は、生存権を保障した憲法25条に反するとして減額処分取り消しと賠償を求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、生活保護法に反するとして、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。同訴訟の地裁判決は11件目で、取り消しは大阪地裁、熊本地裁に次ぐ3件目です。東京地裁で生活保護基準訴訟を問うた訴訟で勝利したのは、1960年の朝日訴訟以来60年ぶりの歴史的な出来事であり、全国29都道府県の1000人近い原告がたたかっている「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」に、大きな激励となるものです。

判決は、「デフレ調整による厚生労働大臣の判断は、その必要性及び相当性の両面において（略）、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、或いは専門的知見等との整合性を有しないもの」で、「本件改定の結果として及ぼされる影響は重大である」として、保護減額に係る厚生労働大臣の判断の過程に過誤、欠落があると認められ、同大臣の裁量権の逸脱、濫用があるとして、生活保護法違反と認定しています。

全生連は、国に、相次ぐ生活保護減額取り消し判決を受けいれ、処分の違法を認めて控訴を断念し、連続した生活保護引き下げに加え、物価高騰が生活保護世帯の生活に打撃を与えていることから、直ちに減額した減額処分を受けたすべての世帯に支払うことを強く要求します。

全生連は、13年からの保護減額処分の取り消しを求め、全国1万人審査請求運動などに取り組み、裁判をたたかってきました。引き続き裁判勝利のために奮闘するものです。あわせて、違法な保護減額処分のもととなった安倍政権の新自由主義政策に対して、参議院選挙で厳しい審判を下し、社会保障削減路線を転換させるために奮闘するものです。

以 上